

全国いすみ鉄道支店長制度 規約

(名称)

第1条 この制度は、「全国いすみ鉄道支店長制度」(以下「本制度」という。)と称する。

(目的)

第2条 本制度は、いすみ鉄道というローカル線が人口減少地域においても、今後様々な全国の人たちの熱い想い、アイデア、援助を受け、新たな商品やサービス、情報を創造し、社会全体に発信することで、ローカル線いすみ鉄道の活性化に寄与することを目的とする。

(支店長の任命)

第3条 本制度の目的を達成するため、別に定める「全国いすみ鉄道支店長制度募集要領」に基づき、全国いすみ鉄道支店長(以下「支店長」という。)を広く募集し、応募のあった者から書類選考により適任者を任命する。

(支店長の任命期間)

第4条 支店長として任命する期間は毎年7月7日から翌年7月6日までとする。
ただし、退会の申し入れの無かった支店長については、再任するものとする。
2 7月7日以降に任命された支店長の期間は、次の7月6日までとする。

(支店長の活動内容)

第5条 支店長は、本制度の目的を達成するため、次の各号の取組みを行う。
(1) 支店長同士の交流、会社との意見交換会等を通じて意識の共有を図るものとする。
(2) 営業企画及び商品への意見及びアイデアを提供するものとする。
(3) いすみ鉄道を応援する効果的な情報発信を積極的に行うものとする。

(全国支店長サミット)

第6条 全国各地にいる支店長の活動報告や新企画の意見交換等を行う場として、全国支店長サミット(以下「支店長サミット」という。)を年1回開催する。
2 支店長サミットではいすみ鉄道への貢献度の高い支店長を表彰する。

(会員証等)

第7条 本制度の認知度を高めるとともに支店長の連帯感を高めるため、また、効果的な活動を行うため次の各号に掲げるものを支店長に交付する。
(1) iSumica
(2) 支店長の名刺 100枚
(3) フリー乗車券 10枚(平日用5枚、土休日用5枚)
2 支店長の名刺については、複製しないものとする。

(会費等)

第8条 支店長となるものは、会費として年50,000円をいすみ鉄道に支払うものとする。
2 任期途中で、支店長を辞任又は、任命の取り消しを受けたとしても会費の返却はしな

いものとする。

3 支店長の名刺については、100枚につき2,000円で再交付するものとする。

(退会)

第9条 任期満了をもって退会を希望する場合、5月31日までに事務局に申し出るものとする。

2 任期途中で辞任する場合、速やかに事務局に申し出るものとする。

(任命の取り消し)

第10条 いすみ鉄道は、支店長が次の各号のいずれかに該当する場合は、支店長の任命を取り消すことができる。

(1) 提出した書類に虚偽があった場合。

(2) 本制度の目的に反し、品位を失する行為があった場合。

(3) 年会費が支払われなかった場合。

2 前号により任命を取り消された者は、第7条第1項により交付されたものを速やかに返却しなければならない。

(著作権)

第11条 支店長から提供され商品化されたアイデア等の知的財産権は、いすみ鉄道に譲渡されたものとする。

(機密保持)

第12条 本制度の実施に当たり、参画する構成員間で共有された情報については、第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。

(個人情報の取扱)

第13条 事務局が入手した支店長の個人情報については、法令により開示する必要がある時を除き、本人の同意なく第三者に開示、公表は行わないものとする。

また、漏洩等が発生しないよう適切に管理するとともに、個人情報について適用される法令等を遵守するものとする。

(規約の改正)

第14条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、支店長情報共有の場を通じて報告するものとする。

(事務局)

第15条 本制度の事務局をいすみ鉄道経営企画部に置く。

附 則

この規約は、平成31年4月25日から施行する。

附 則 (令和元年5月25日)

この規約は、令和元年5月25日から施行する。